

北上市告示甲第34号

北上市街路灯設置事業費補助金交付要綱（平成27年北上市告示甲第31号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>（補助対象経費）</p> <p>第3 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる事業に要する経費のうち、第2第2項に定める施工業者が行う工事費とする。ただし、設置又は交換する灯具は、20ワット以下の自動点滅器付きLED灯具とする。</p> <p>(1) 東北電力株式会社が電気事業の用に供するため設置しているコンクリート柱又は<u>東日本電信電話株式会社</u>若しくは北上ケーブルテレビ株式会社が電気通信事業の用に供するため設置しているコンクリート柱に灯具を設置する事業</p> <p>(2)～(5) [略]</p>	<p>（補助対象経費）</p> <p>第3 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる事業に要する経費のうち、第2第2項に定める施工業者が行う工事費とする。ただし、設置又は交換する灯具は、20ワット以下の自動点滅器付きLED灯具とする。</p> <p>(1) 東北電力株式会社が電気事業の用に供するため設置しているコンクリート柱又は<u>N T T東日本株式会社</u>若しくは北上ケーブルテレビ株式会社が電気通信事業の用に供するため設置しているコンクリート柱に灯具を設置する事業</p> <p>(2)～(5) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	